

予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準
(学校保健安全法施行規則第18条)

分類	病名	出席停止基準	治癒証明書
1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、 マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候 群(SARS)、鳥インフルエンザ(H5N1)、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで	要
2 種	インフルエンザ	発症後 5 日、かつ、解熱後 2 日(幼児 3 日)が経過するまで	不要 ※家庭からの 証明書のみ
	新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、 症状が軽快した後1日を経過するまで	不要 ※家庭からの 証明書のみ
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、 5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	要
	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで	要
	風疹	発疹が消失するまで	要
	おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が 発現した後 5 日間を経過し、かつ、 全身状態が良好となるまで	要
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで	要
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで	要
	結核	症状により学校医その他の医師が 感染の恐れがないと認めるまで	要
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が 感染の恐れがないと認めるまで	要
3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が 感染の恐れがないと認めるまで	要
	その他の感染症 溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後 24 時間を経て 全身状態が良ければ登校可能	治癒証明書は 必須ではない 医師の判断に より、 治癒証明書が 出た場合は 公欠扱いとなる
	ウイルス性肝炎	A 型・E 型:肝機能正常化後登校可能 B 型・C 型:出席停止不要	
	手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は 出席停止 治癒期は全身状態が改善すれば登校可	
	伝染性紅斑（りんご病）	発疹のみで全身状態が良ければ登校可能	
	ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出 席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可	提出がない場合 通常の 病欠扱いとなる
	マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能	
	感染性胃腸炎	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善され ば登校可能	
	頭シラミ、水いぼ、とびひ	出席可能だが学校に報告は必要	
			不要